

平成30年度 第1回 能登町入札監視委員会 議事概要 (委嘱状交付式後)

開催日時及び場所	平成30年10月3日(水) 午後1時40分～ 能登町役場3階302会議室
出席委員	<p>芦田 正良 (公平委員) 出席 上野 博 (監査委員) 出席 角 弘子 (公平委員) 出席 橘 重克 (公平委員) 欠席 山根 敏秀 (税理士) 出席</p> <p>(※敬称略 五十音順)</p> <p>注) (役職名) については、委員委嘱時における役職を表記。</p>
次第	<p>1 開 会</p> <p>2 挨拶</p> <p>3 議 事</p> <p>(1) 「能登町入札監視委員会設置要綱」及び「能登町入札監視委員会の運営に関する事務取扱要領」並びに「能登町入札及び契約手続に関する再苦情処理事務取扱要領」について</p> <p>(2) 能登町入札監視委員会「委員長」及び「委員長職務代理者」の選任について</p> <p>(3) その他</p> <p>4 閉 会</p>
委員からの質問及びそれらに対する町の回答等	別紙のとおり

別紙

質問・意見	回答
<p>(1)「能登町入札監視委員会設置要綱」及び「能登町入札監視委員会の運営に関する事務取扱要領」並びに「能登町入札及び契約手続に関する再苦情処理事務取扱要領」について</p> <p>・入札監視委員会の導入に至った背景は？</p> <p>・今後、談合情報があった場合において、当委員会に調査する権限又は処分する権限はあるのか？</p> <p>・町の運用に関し、具申（指摘）事項があった場合、入札結果は変わるのか？</p> <p>・競争入札参加資格審査申請書（指名願）の受付及び運用は、町単独のものか？</p> <p>・H30（上半期）の審議対象件数は判るか？</p>	<p>・平成13年度から施行されている「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」及び同法に基づき策定された指針等により、全ての発注者に対して透明性の確保と公正な競争を確保するための措置が求められていたことに鑑み、当町においても必要と判断した。</p> <p>・当委員会に調査する権限及び処分する権限は、有していない。談合情報があった場合は、当該内容及び状況に応じて公正取引委員会へ通報することとなっている。</p> <p>また、当町は、談合情報マニュアルを策定し運用しているが、当委員会では、談合情報があった場合における町の執った対応についての報告を受け、審議を賜りたい。</p> <p>・変わらない。今後における町の制度運用に反映していく。</p> <p>・町単独のものである。県をはじめ、県内全ての自治体がそれぞれにて受付し、運用している。</p> <p>・集計の途中であるが、一般競争入札分が15件、指名競争入札分が90件の予定となっている。随意契約分については、各課への照会中となっている。</p>

質問・意見	回 答
<p>・近年の建設工事における入札件数は、判るか？</p> <p>(2) 能登町入札監視委員会「委員長」及び「委員長職務代理者」の選任について</p> <p>(3) その他</p> <p>・次回審議対象工事に係る抽出委員の決定について</p> <p>・次回（第2回）入札監視委員会の開催予定について</p>	<p>・直近過去5ヶ年度については、H29（326件）、H28（208件）、H27（205件）、H26（221件）、H25（281件）となっており、200～300件前後にて推移している。災害の件数が多い年度は、当然ながら件数が増大する。</p> <p>・委員の互選により委員長は、上野氏、職務代理者は、角氏に決定する。</p> <p>・能登町入札監視委員会設置要綱第6条に規定する次回審議対象工事に係る抽出委員は、能登町入札監視委員会の運営に関する事務取扱要領第3条第2項の規定により、芦田氏に決定する。</p> <p>・平成30年11月16日（金）を開催予定日とすることを決定する。</p>